

【運営の基本方針】

避難所は地域住民による自主運営が基本

避難所は、「自主防災組織」や「振興会」または「避難者」といった、地域住民による『自主運営』が基本です。

- ◆ 一次避難所：「避難所担当職員」、「施設管理者」を中心に、地域住民の協力の下で避難所の運営を行います。
- ◆ 二次避難所：「地域団体・避難者」を主体とした『避難所運営委員会』を設置し避難所の運営を行います。

様々な立場の方に配慮した避難所づくり

ひとり暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等のいわゆる要配慮者が安心して避難生活が送れるよう、配慮の行き届いた避難所づくりを目指します。

また、男女双方の視点をふまえ、個人のプライバシーを重視するなどの配慮が必要です。

避難所の良好な生活環境の確保

平時より、避難所の組織体制や連絡体制の整備などの事前の協議を密に行います。

また、災害発生後は、平時の整備をもとに、避難所の衛生管理、防火防犯対策、町災害対策本部との情報共有、食料、物資の管理、配給等、良好な避難所の生活環境が確保できるよう努めます。

東串良町避難所運営マニュアル （概要版）



令和3年6月
東串良町

【運営に関わる構成員の役割】

構成員		運営における基本的な役割
地域	自主防災組織、 振興会 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の力及び組織力を発揮し、避難所運営の中心を担います。 ■ 自身に避難所生活の必要がない場合でも、積極的に避難所運営に関わりましょう。
	避難者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所開設の際は、自主防災組織等や町職員の指示に従って協力します。 ■ 運営が本格化した際は、避難所運営組織として、それぞれ与えられた役割を担当します。
町・施設	災害対策本部 (警戒対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内における情報収集・伝達の拠点として、避難所や関係機関との情報連絡を担います。
	避難所担当職員 (町職員)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所における情報収集・伝達の拠点として、避難所や町災害対策本部との情報連絡を担います。 ■ 避難所に派遣された町職員等が、円滑に避難所の運営に携われるよう支援します。
	施設管理者 (施設担当者)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日頃から、避難所施設の利用等に関して協議し、円滑な避難所の運営が図れるよう努めます。 ■ 災害発生時には、地域や町職員と連携して、避難所の運営を支援します。

【避難所運営マニュアルの使い方】

- 本マニュアル作成の目的
本マニュアルは、避難所に関する基本的な考え方、避難所組織のあり方や活動内容をまとめたものであり、災害発生時の対応及び事前準備を行う際に参考にさせていただくよう作成したものです。
本マニュアルを基本として、必要に応じて、各地域の特徴にあった内容に修正・更新し、災害発生時に円滑な避難所運営が実施できるように努めましょう。
- 本マニュアルの対象
本マニュアルは、自主防災組織のリーダー等を対象として、避難所の運営に関わる対応等を整理したものです。
- 本マニュアルの範囲
本町では、災害発生時に危険から身を守るために一時的に避難する「一次避難所（指定緊急避難場所）」と、一定期間、避難生活を送るための「二次避難所（指定避難所）」を指定しています。
本マニュアルは、このうち、「二次避難所」の運営に関わる対応について示したものです。

避難所運営の基本的な流れ

災害発生直後の初動期は、全ての住民がパニック状態に陥っている可能性があります。このような中、避難所担当職員は冷静な状況把握に努めるとともに、避難者に対して的確な指示を行う必要があります。

特に災害発生直後、避難所を開設する前には、施設の安全点検を実施し、2次災害が発生しないよう細心の注意を払うことが重要となります。

また、開設期では、避難者も疲弊していることが予想されますが、避難所担当職員、施設管理者だけでは、円滑な避難所運営に支障をきたす恐れがありますので、早期の避難所運営委員会の確立に向けて、避難者に対して協力を得るように心がけましょう。



災害発生3日目～3週間程度

運営期

閉鎖期

避難所の集約・閉鎖時期

